

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ（第 65 回）
2. 日 時	平成 30 年 4 月 19 日（木）午後 3 時 ～ 午後 4 時 35 分
3. 議 案	1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の実務上の取扱い」の意見照会を踏まえた検討 2. その他
4. 主な内容	1. 『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の実務上の取扱い」（以下「実務上の取扱い」という。）の意見照会を踏まえた検討 事務局より、資料 1 に沿って、平成 30 年 3 月 30 日から 4 月 11 日にかけて実施した「実務上の取扱い」に関する意見照会の結果を説明後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 なお、「実務上の取扱い」の資料タイトルを修正すべきという意見が寄せられたことを受け、『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』の金融商品取引業における実務上の取扱い及び留意事項～金商業におけるマネロン等対応について～」（以下「マネロン対応」という。）と変更した旨説明を行った。 次回会合は 5 月 9 日（水）に本 WG を開催することとし、それまでの間、本日提示した検討事項及びその他の記載について再度意見照会を実施することとなった。 （主な意見等） 検討事項 1／項番 47～53 ・ 当初案においては海外送金等を行うユニバーサルバンクのような証券会社を想定していたが、海外送金は金商業ではない。本協会が踏み込んで記載をすべきか、代替案のように日証協の守備範囲以外の業務については他業の定めに従うべしとだけ記載するかについて検討していただきたい。（事務局） ・ 代替案は、項番 47～53 の記載を全て削除し、「●送金業務を行う又はその委託を受ける協会員においては、当該業務に係る法令及び監督指針、及び当該業務に関する業界団体による指針等を踏まえて、必要な措置を講じること」と記載するのみという案か。 → 仰せのとおりである。（事務局） ・ 送金業務自体は銀行が行うと思うが、金商業において「送金業務の委託を受ける協会員」とはどこから委託を受けることを想定しているのか。 → 金商業者のなかには、銀行で用いられているような所定の用紙に顧客に記入いただき、顧客からの送金指示を金融機関に取り次いでいる社もあると聞いているので、「送金業務を行う金融機関から事務委託を受ける」という意味である。（事務局） ・ 代替案の記載とした場合、外国の銀行への銀行業としての出金は「マネロン対応」でカバーされないという理解でよいのか。

→ 金融庁公表の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」における「海外送金等」とは送金業務そのものを指しているが、金商業者は送金業務を行うのではなく、あくまでも金融機関からの委託を受けて送金指示をするだけである。その意味において、金商業向けの「マネロン対応」として当初案は書きすぎている感があった。(事務局)

- ・ 項番 47～53 の当初案は中小証券会社の目線から明確で分かりやすい表現だと思っていたので、残していただきたい。例えば、中小証券会社はコルレス契約に関する記載など、金商業者としてどのように対応すべきか悩んでいると思われるので、「マネロン対応」としてすっきりと記載していただけると有難い。

→ 項番 47～53 の当初案では、各協会員が金商業以外の行為を行っている場合であっても当初案に記載されていること以外の対応は不要だと誤認されてしまうことを懸念したため、代替案を提示させていただいた。金商業として対応が不要であるとしても、各協会員の業態によっては当初案以上の対応をしなければいけないはずである。明確化を希望されるということであれば代替案に追記する方法も一案であるとする。事務局で再度検討のうえ、代替案を修正することとしたい。(事務局)

検討事項 2 / 項番 1

- ・ 実務としては国内 PEPs をカバーする形で業務を行っているが、犯収法で求められていない国内 PEPs を自主規制として取り上げて記載をすることは踏み込みすぎなのではないか。

→ 当社では外国 PEPs に限定して管理しているが、海外関連のビジネスに関して、相手方金融機関等から国内 PEPs を含めて管理しているか求められる場面もあり、回答に困ることがある。望ましいベースで言えば国内 PEPs も管理対象としたほうがよいことは事実ではあるが、この点は各協会員で柔軟に対応できるような幅のある記載に変更してはどうか。

→ FATF は国内 PEPs の管理も求めているので、自主規制としてその対応をどこまで踏み込めるか考えなければいけないと思う。外国 PEPs は最低限含めるが、その他は各社で対応する方向で修正したい。(事務局)

検討事項 3 / 項番 2

- ・ JAFIC の「犯罪収益移転危険度調査書」等における「地域」の考え方について確認したい。

→ 「地域」は海外地域だけでなく国内地域についても考える必要がある。他国の FATF 審査の状況を勘案すると、国内でも様々な事情を理由にリスクが高いと考えられる地域がないか考慮する必要はありそうだ。(事務局)

検討事項 4／項番 6, 7

- ・ 直接的なマネロンではないが、証券会社がしっかり取り組んで疑わしい取引の届出につなげているものとして、インサイダー取引や相場操縦といった不公正取引のモニタリングもあるので、分析の対象に含めることも重要だと思う。
- ご意見を踏まえて追記する。(事務局)

検討事項 7／項番 18

- ・ 「マネロン対応」とは異なる観点だが、民法及び消費者契約法の改正により定型約款という定義ができたことに伴い、法定帳簿等に関するワーキング・グループで日証協が示している約款モデルの見直しを行う予定である。(事務局)

検討事項 11／項番 21

- ・ 当社は、新規口座開設及び制裁リスト更新のタイミングで照合を実施している。外部ベンダーによると、より頻繁に照合することは可能だと聞いている。各社が実効性の高い方法で実施すればよく、必ずしも一律機械的にデイリー・ベースで実施しなければならないものではない、と考える。
- 現在公表されている制裁リストのファイル形式が使いにくいので、例えば CSV ファイル等で提供していただくことを当局に要望している。そのうえで、デイリー・ベースで実施する必要があるか検討したい。(事務局)

検討事項 12／項番 23

- ・ 当初案では「個人番号の提供がない口座」のところ、「個人番号の提供を拒む口座」と修正しているが、現状各社における個人番号の取得状況を鑑みても当該記載は時期尚早だと思う。
- 日証協は顧客からの個人番号提供の促進を行っており、年内に個人番号の取得率 100%を掲げて動いているところであるため、「個人番号の提供（がない／を拒む）口座」に関する記載を省略するわけにはいかない。別の表現をご提案いただきたい。(事務局)
- 項番 23 にリスクが高いと判断した顧客として記載するのではなく、項番 24 にリスクが低いと判断した顧客ということで「個人番号の提供済みの口座」を記載してはどうか。
- 個人番号の提供だけをもって低リスクとすることは、法令以上に緩めた表現になってしまうので適切ではないと考える。別の表現をご提案いただきたい。(事務局)

検討事項 16／項番 38

- ・ 「不芳顧客」という記載について、証券界では馴染みがないのではないかと。

	→ 金融機関では使われているようであるが、ご指摘を踏まえて記載ぶりを修正する。(事務局) 検討事項 18／項番 57 - 各協会員において、あくまでもリスク評価の一例として記載された a～j のみを検討し、これだけやれば足りるものと誤解され他の観点での評価を全くされないことを懸念することから記載を工夫いただきたい。 → ご意見を踏まえ、例示 a～j で十分だと捉えられないよう、※書きのとおり追記したがいかがか。(事務局) → 異論ない。 検討事項 5、6、8～10、13～15、17、19～21 特段意見なし。 (その他意見等) - 項番 15, 16 c. 現金取引に追記された 2 つ目の※書きについて、「ATM からの入金も含まれる」のところ「ATM からの入出金も含まれる」の誤記ではないか。 → 修正する。(事務局) 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部 (03-3667-8470)